

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第65期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社アプラスフィナンシャル
【英訳名】	PLUS FINANCIAL Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 哲朗
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 （上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
【電話番号】	(03) 6630 - 3933
【事務連絡者氏名】	財務部 部長 木暮 正寿
【縦覧に供する場所】	株式会社アプラスフィナンシャル 東京本部 （東京都千代田区外神田三丁目12番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	百万円	68,231	71,869	74,338	76,555	78,895
経常利益	百万円	6,003	7,644	6,118	2,834	4,386
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	5,304	7,175	7,127	2,484	2,871
包括利益	百万円	3,873	7,687	8,825	2,795	2,096
純資産額	百万円	96,455	94,053	92,824	80,541	65,568
総資産額	百万円	983,787	1,055,781	1,195,863	1,444,293	1,515,396
1株当たり純資産額	円	2.33	2.66	8.41	10.20	11.53
1株当たり当期純利益	円	3.48	4.71	4.68	1.63	1.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	1.40	1.97	2.06	0.79	1.05
自己資本比率	%	9.8	8.9	7.8	5.6	4.3
自己資本利益率	%	5.3	7.5	7.6	2.9	3.9
株価収益率	倍	29.3	22.7	24.2	52.8	31.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	58,065	80,046	33,371	9,775	24,049
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,271	3,845	10,095	10,027	3,067
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	113,416	66,965	54,917	153,944	37,044
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	135,440	118,513	129,963	264,105	199,942
従業員数	人	1,427 (694)	1,444 (622)	1,381 (497)	1,303 (487)	1,263 (468)

(注) 1. はマイナスを示しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	百万円	4,313	4,794	1,595	1,499	1,408
経常利益	百万円	3,665	5,199	1,071	972	780
当期純利益	百万円	3,660	5,183	865	972	995
資本金	百万円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数						
普通株式	株	1,524,211,152	1,524,211,152	1,524,211,152	1,524,211,152	1,524,211,152
優先株式	株	51,250,000	46,250,000	41,250,000	33,750,000	25,250,000
純資産額	百万円	84,329	79,422	70,234	56,126	40,053
総資産額	百万円	136,825	135,531	130,412	136,295	123,084
1株当たり純資産額	円	10.28	6.94	6.41	5.82	5.21
1株当たり配当額	円					
普通株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一回B種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
D種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
G種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
H種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	2.40	3.40	0.57	0.64	0.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	0.97	1.42	0.25	0.31	0.36
自己資本比率	%	61.6	58.6	53.9	41.2	32.5
自己資本利益率	%	4.2	6.3	1.2	1.5	2.1
株価収益率	倍	42.5	31.5	199.0	134.8	91.8
配当性向	%	-	-	-	-	-
従業員数	人	4 (1)	5 (1)	5 (-)	5 (-)	4 (-)
株主総利回り	%	75.6	79.3	83.7	63.7	44.4
(比較指標：配当込み TOPIX)		(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
(比較指標：配当込み TOPIXその他金融業)		(97.6)	(98.0)	(116.7)	(105.9)	(94.9)
最高株価	円	147	128	124	120	111
最低株価	円	74	88	99	71	51

(注) 1. はマイナスを示しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

4. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

当社（形式上の存続会社、旧社名：株式会社ダイシンファイナンス、設立年月日：1951年3月30日、住所：大阪市南区南船場一丁目17番26号）は、株式会社大信販（被合併会社であり実質上の存続会社、設立年月日：1956年10月6日）の株式額面金額の変更のため1980年4月1日を合併期日として同社を吸収合併し、資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併期日前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承しました。

したがって、以下の記載事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社についてのものであります。

- 1956年10月 資本金1億円をもって大阪市東区に「大阪信用販売株式会社」を設立。大阪府下における呉服、洋服、洋装等業種別小売組合加盟の小売商に対するクーポン事業を開始。
- 1962年5月 割賦購入あっせん業者登録。
- 1962年9月 ショッピングクレジット（個別信用購入あっせん）業務を開始。
- 1962年10月 キャッシングサービス業務を開始。
- 1972年10月 クレジットカード業務を開始。
- 1976年1月 保証業務を開始。
- 1976年11月 集金代行業務を開始。
- 1978年9月 「株式会社大信販」に商号変更。
- 1981年11月 大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 1984年3月 株式会社ショップ二十一（現 株式会社アプラスインベストメント）を設立。
- 1984年9月 大阪証券取引所市場第一部に上場。
- 1992年4月 「株式会社アプラス」に商号変更。
- 2004年9月 株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、同行が親会社となる。
- 2005年12月 アルファ債権回収株式会社を設立。
- 2006年3月 全日信販株式会社が実施した第三者割当増資の引受により、同社を子会社化。
- 2009年4月 株式会社アプラスクレジット（現 株式会社アプラス）および株式会社アプラスパーソナルローンを設立。
- 2010年4月 「株式会社アプラスフィナンシャル」に商号変更。
吸収分割により株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンに事業を承継し、事業持株会社体制に移行。
- 2013年7月 大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所市場第一部に上場。
- 2014年6月 本店所在地を現所在地に移転。
- 2015年3月 株式会社アプラスが新生カード株式会社を吸収合併。
- 2017年7月 株式会社アプラスがアルファ債権回収株式会社の全株式を株式会社新生銀行へ譲渡。

（参考）

形式上の存続会社の沿革は、次のとおりであります。

- 1951年3月 線材垂鉛鍍金の加工を目的として、株式会社奥野垂鉛鍍金工場を設立。
- 1951年10月 商号を「奥野工業株式会社」に変更。
- 1979年10月 商号を「株式会社ダイシンファイナンス」に変更。
- 1980年4月 株式会社大信販を吸収合併、商号を「株式会社大信販」に変更。

3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社4社で構成されており、セグメントと主要な会社の当該セグメントにおける位置付けは、次のとおりであります。

セグメント	主要な会社
ショッピングクレジット	(株)アプラス
カード	(株)アプラス
ローン	(株)アプラス (株)アプラスパーソナルローン
ペイメント	(株)アプラス
その他子会社	全日信販(株) その他1社
その他	当社 (株)アプラス (株)アプラスパーソナルローン

主なセグメントの内容は、次のとおりであります。

(1) ショッピングクレジット

株式会社アプラス(以下、「アプラス」という。)の加盟店またはアプラスと提携するメーカー等の系列下にある販売店が割賦販売を行う場合、当社グループが承認したお客さまに対しては、アプラスがその代金をお客さまに代わって立替払を行い、お客さまから分割払により立替代金の回収を行います。また、お客さまから加盟店を通じてアプラスへ保証申込があった場合、アプラスが保証決定したお客さまに対して提携金融機関が融資を行う形態をとり、アプラスはその債務を保証し、債権回収業務を代行します。

(2) カード

アプラスが承認した会員にクレジットカードを発行し、会員はアプラスの加盟店(百貨店・専門店等)でカードを呈示してサインすることにより商品の購入およびサービスの提供を受けることができ、その代金は、当社グループが会員に代わって加盟店に立替払を行い、会員から立替代金の回収を行います。また、クレジットカードに付帯するキャッシング機能により融資を行います。

(3) ローン

住宅購入時の諸費用やリフォーム費用等を資金用途として、アプラスに申込みのあったお客さまに対し、融資を行います。

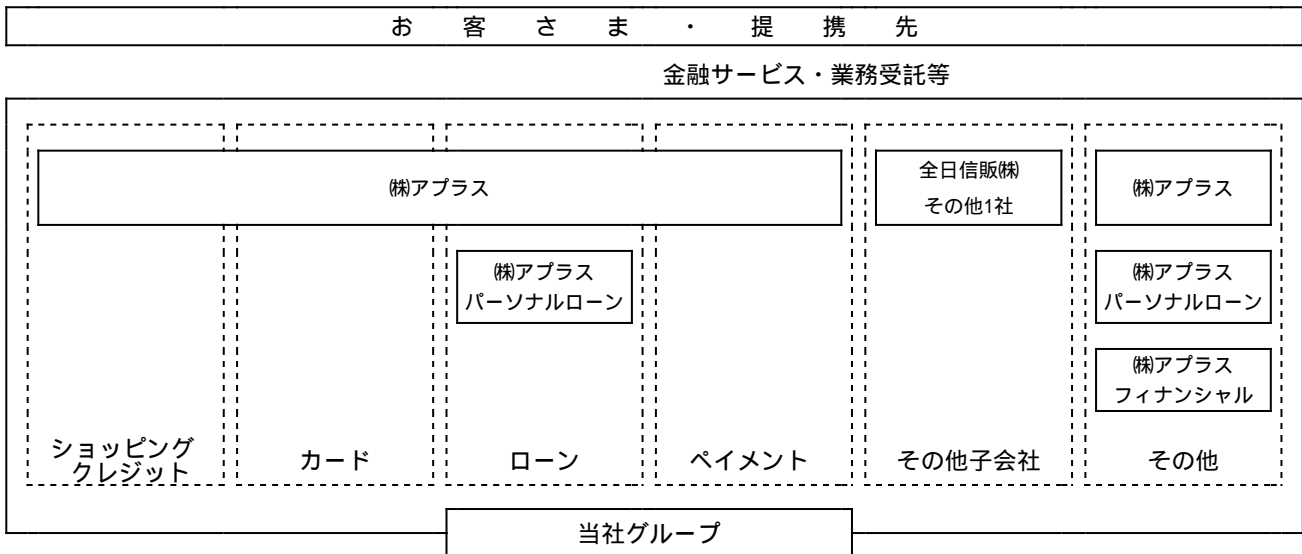
(4) ペイメント

アプラスと提携のある全国の取引先金融機関を通じて、提携先のお客さまからの集金を代行します。また、モバイル向けコード決済会社各社から決済資金を受領し、アプラスの加盟店に精算を行います。

(5) その他子会社

岡山県にある地方大手信販会社の全日信販株式会社があります。

事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
(株)新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	94.9 (93.3)	預金の預入 資金の借入
新生フィナンシャル(株)	東京都千代田区	100	消費者金融業	93.3	役員の兼任

- (注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。
2. 株式会社新生銀行は、有価証券報告書を提出しております。
3. 新生フィナンシャル株式会社は、株式会社新生銀行の子会社であります。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)アプラス (注) 1・2	大阪市浪速区	15,000	信販業	100.0	役員の兼任 業務委託
全日信販(株)	岡山市北区	1,000	信販業	100.0	役員の兼任
(株)アプラスパーソナル ローン	大阪府吹田市	100	消費者金融業	100.0	役員の兼任
その他1社	-	-	-	-	-

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。
2. 株式会社アプラスは、営業収益の連結営業収益に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 営業収益	75,700百万円
	(2) 経常利益	4,638百万円
	(3) 当期純利益	1,796百万円
	(4) 純資産額	58,762百万円
	(5) 総資産額	1,433,546百万円

(3) 持分法適用関連会社

該当事項はありません。

(4) その他の関係会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

会社名	従業員数(人)	
(株)アプラスフィナンシャル	4	(0)
(株)アプラス	1,208	(392)
(株)アプラスパーソナルローン	11	(16)
全日信販(株)	36	(52)
その他	4	(8)
合計	1,263	(468)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. ()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
3. 上記各社とセグメントとの関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4	41.7	18.6	5,771,804

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. セグメントとの関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。
4. 連結会社の平均年齢等は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,263	41.7	15.9	5,805,831

- (1) 上記従業員数には当社グループ外からの出向者を含んでいます。
(2) (株)アプラス以外の連結子会社の従業員は、すべて(株)アプラスもしくは当社グループ外から出向しております。
(3) 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、当社グループ外からの出向者を除いて算出しております。
(4) 平均年間給与には、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

- 一部の子会社には労働組合が組織されております。
なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社グループでは、新生銀行グループとしての「グループESG経営ポリシー」に定める、経営理念の実現のために必要な持続可能な成長機会の獲得には、持続可能な社会の構築に貢献することが社会的責任として必須であるとの認識に立ち、これを経営戦略の出発点となる基本方針として位置付けており、これにより、「アプラスグループ行動憲章」において、新生銀行グループの一員としての経営理念、および当社グループの目指す姿としての経営理念を定めております。

経営理念につきましては、以下のとおりであります。

新生銀行グループの一員である私たちは、

- ・安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまにもとめられる銀行グループ
- ・経験・歴史を踏まえ、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ
- ・透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員などすべてのステークホルダーを大切に、また信頼される銀行グループ

を経営理念として掲げます。

アプラスグループである私たちは、

- ・お客さま、投資家の皆様、従業員などの全てのステークホルダーの多様な期待に応え、社会に貢献します
- ・お客さまと提携先、メーカーとの結節点として、付加価値の高い金融サービスを提供することにより、お客さまの豊かさづくりと、夢のある社会生活の創造に貢献します
- ・自己変革とスピーディーな行動で、新たな変化に挑戦し続け、持続的な成長を続けます

を経営理念として掲げます。

(2) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、政府が掲げるキャッシュレス決済の推進やECマーケットの持続的拡大等を背景に、技術革新による決済手段の多様化や、大量の顧客基盤を有する企業等による積極的なプロモーション活動による競争が激しさを増しています。

(3) 経営戦略等ならびに連結会社が優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

現在の経営環境を踏まえ、当社グループは、新生銀行グループの主要な子会社グループとして、中期経営戦略の方針に沿い、「価値共創による成長追求」に取り組んでいます。具体的には、新生銀行グループが保有する金融ライセンスや金融・決済システムなどの広範な金融機能を活用し、顧客基盤を有するパートナー企業やFintech企業等と協業しながら、次世代に必要となる金融・決済サービスを開発し、新たな金融体験を提供することで、業界の垣根を越えて競争が激化する経営環境に対応して参ります。

また、新生銀行グループ一体となって、グループ各社で重複する間接機能を集約することで生産性・効率性の向上を図り、財務体質の強化を図るとともに、グループガバナンス体制の強化に取り組んで参ります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響につきましては、当社グループのビジネスの性格上、ショッピング、カード、ローンおよびペイメント事業は金融・決済手段として社会的に重要なインフラを担っており、まさに現下の状況においてはそうしたインフラとしての機能を提供し続ける使命があるとの認識の下、当社グループは業務継続のため業務を分散、移転し、この危機に対応して参ります。

「アプラスグループ中期経営戦略（2019年度～2021年度）の概要」につきましては、以下のとおりであります。

中長期ビジョン

「グループの融合により革新的金融サービスを提供し、リーンなオペレーションと卓越した生産性・効率性を実現する」

基本方針

「価値共創による成長追求と経営資源の最適活用による提供価値の最大化」

中期経営戦略骨子

「既存ビジネスの改善・改良による収益拡大と環境変化への対応」

- ・ショッピングクレジット事業：多方面の資金ニーズに対応するプラットフォームとして展開
- ・カード事業：キャッシュレス化の中心として、よりアクティブな顧客基盤の拡充
- ・ペイメント事業：決済手段多様化に対応した新規ビジネス展開と既存ビジネスの収益力強化
- ・ハウジング事業：既存商品の充実と新商品へのチャレンジによる長期優良債権の安定的積上げ
- ・ペイメントソリューションを強力に推進するコンサルティング営業体制の実現
- ・新生銀行グループ一体となった営業連携、新規事業の推進

「構造改革推進による徹底した省力化と人材の活用」

- ・新たな仕組みの導入と、オペレーションセンターと回収センターの融合により高品質・高効率センター体制を構築
- ・営業戦略・構造改革を支えるシステム開発・運営体制実現
- ・拠点再編、子会社統合の着実な実施

「働きがいのある職場づくり」

- ・多様性の尊重と機会の平等を目指して、コミュニケーションの充実と隅々まで目の届くマネジメントを追求

目標とする経営指標

目標とする経営指標につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が業績に与える影響の不確実性が高く、現段階においては合理的に算定することが困難であることから未定としております。

今後、業績予想が可能となった時点で速やかに開示いたします。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経済環境の変化について

当社グループの主力事業であるショッピングクレジット、カード等の事業は、経済環境の変化などによる個人消費の低迷や、雇用情勢の悪化等が続いた場合、取扱高の減少や返済状況への影響により、収益の減少および貸倒関連コストの増加が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済活動の停滞が長期化した場合や、さらには緊急事態宣言発令下での外出自粛要請により、消費行動が抑制された場合は、上記と同様、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場の競争激化について

消費者信用マーケットは、近年、カード事業における異業種の参入を始め、極めて競争の激しいものとなっております。こうした競争の激化に伴い、収益率の低下や優良取引先との取引状況に変化などが生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 大規模災害等の発生について

当社グループは、大規模災害等が発生した場合に備え、業務継続体制に関連する規程および業務継続計画（BCP）を制定し、教育・訓練を実施しておりますが、例えば、2020年年初に顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大が終息に向かわず、今後さらに深刻化、長期化するなど、予想を超えた災害等が発生した場合には、当社の業務継続が困難となり、当社グループの業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸倒引当金の十分性について

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(5) 金利の変動について

当社グループは、資金調達の一部は、変動金利による借入となっているため、金融情勢の変化によっては、想定外の調達コストの変動が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 資金調達について

当社は、株式会社格付投資情報センターから発行体格付けA - の格付けを取得（2020年6月3日現在）しておりますが、当社グループの業績が悪化すれば、格付けや信用力が低下し、資本市場や金融機関からの調達コストの上昇などを招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事務事故・不正等について

2020年1月に、株式会社アプラスがアルヒ株式会社と提携して取り組んだ投資用マンションローンにおいて、審査書類の改ざんや不自然な不動産評価がなされた等の一部報道を受け、社外の弁護士を委員長とする特別調査委員会（以下、「本委員会」という。）を社内を設置し、調査を実施いたしました。その結果、当社役職員の不正への関与や第三者評価機関による不当な不動産評価などの事実は認められませんでした。収入証明書の改ざんが認定された案件が24件確認されました。本委員会からは、収入証明書の改ざんを生じさせた背景として、投資用マンションローンの商品設計・審査体制上の問題や、ガバナンス・内部統制の体制に関する問題が指摘され、再発防止策として、今後の新規商品導入における商品特性の重視、事業運営における審査機能の独立性確保、事業者管理の再確認、効率性とリスク管理のバランス、について提言を受けました。当社グループは、これをビジネス遂行全般の問題として真摯に受け止め、お客さまの保護、営業・審査等の体制面の強化、ガバナンス体制の見直しを重点に、具体的な再発防止策の策定に取り組んでいます。

本委員会の調査により収入証明書の改ざんが認定されたことによる当社グループに及ぼした影響は現時点では限定的ですが、今後策定する再発防止策が有効に機能しなかった場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報管理について

当社グループは、ショッピングクレジット・カード・ローン・ペイメント等を主要事業として推進しており、これらの事業展開に不可欠であるお客さまの個人情報を保護することについて、2005年11月には「プライバシーマーク」の認定を取得するなど、重要な使命として取り組んでおります。しかしながら、万一、個人情報の紛失や漏洩事件が発生した場合、社会的信用の失墜、損害賠償責任などが発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報システムへの依存について

当社グループの事業は、コンピュータシステムに高度に依存しており、各種データ処理などのシステムセンターはバックアップデータの確保や、耐震・防災設備を施されているなど、強固で安全なシステム体制を構築しております。しかしながら、予想を超えた災害が発生した場合には、システムに重大な支障が生じる可能性があり、信頼性の低下や、業務への支障により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制等について

割賦販売法、特定商取引法

当社グループのショッピングクレジット事業およびカード事業は、「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の業務規制を受けております。今後、同法が更に改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが直接適用を受けるものではありませんが、当社グループの提携先の中には「特定商取引法」の適用を受ける先があります。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

貸金業法等

当社グループの融資関連事業は、「貸金業法」等の適用を受けております。

当社グループは、融資収益に依存せず、本業の収益性を高めることを戦略としておりますが、想定以上の市場の収縮等があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これまでの貸付に対しての「利息制限法」の上限金利を超える利息部分の返還請求に伴い、超過利息の返還等を行う場合があります。当社グループは、利息の返還に伴う損失見込額について引当金を計上しておりますが、予想以上の返還請求があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 優先株式の転換による普通株式の上場廃止リスク

優先株式の転換期日の到来などにより転換がなされた場合、当社の普通株式の流通株式比率が、東京証券取引所の上場廃止基準である5%未満に該当する可能性があります。

(12) 株式会社新生銀行との関係について

当社グループは、株式会社新生銀行を中心とする企業グループの一員であり、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの中核企業グループとしての位置付けの中で、グループとしてのシナジー効果を最大限に発揮することで収益の拡大に努めております。

当社と株式会社新生銀行との関係に今後何らかの変化があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の日本経済につきましては、堅調な企業収益や設備投資の増加、個人消費の持ち直しにより、緩やかな回復を続けてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会・経済活動の自粛、内外需要の縮小の影響により、年度末にかけて景気悪化の懸念が急速に高まりました。

当業界におきましては、ECマーケットの持続的拡大や、キャッシュレス・ポイント還元事業に後押しされたキャッシュレス決済の裾野拡大により、カードビジネスの安定した成長が続きました。一方で、積極的なプロモーションを展開するコード等決済サービスの急速な台頭と多様化により、業態の垣根を越えた競争が激化しました。

このような中、新生銀行グループは2019年度を初年度とする中期経営戦略において、「価値共創による成長追求と経営資源の最適活用による提供価値の最大化」を基本方針に掲げ、それに沿って当社グループは、既存ビジネスの改善・改良による収益拡大と環境変化への対応、構造改革推進による徹底した省力化と人材の活用、働きがいのある職場づくり、を戦略の骨子として更なる成長を目指すスタートを切りました。

中期経営戦略に掲げる価値共創型ビジネスの取り組みとして、2019年9月に株式会社新生銀行がA P A M A N株式会社より株式会社全国賃貸保証の全株式取得に向けた株式売買契約を締結いたしました。日本一の賃貸あっせん店舗数と日本最大級の賃貸管理戸数を有し、入居者・不動産所有者などの巨大なプラットフォームを持つA P A M A Nグループとの営業協力体制の一層強化を図り、当社グループにおける家賃保証業務の収益拡大に取り組んでまいりました。また、ネオバンク・プラットフォーム「BANK IT®」によるスマートフォンアプリ、API連携を通じたシステム提供を2020年3月より開始いたしました。「BANK IT®」は、資金移動業および前払式支払手段発行業の登録がある株式会社アプラスが事業主体となり、新生銀行グループが有する決済、為替および与信機能などの金融サービスをカフェテリア形式でパートナー企業に提供するサービスとなります。「BANK IT®」のサービス提供を通じて、新生銀行グループが保有する金融ライセンスや金融・決済システムを活用し、顧客基盤を有するパートナー企業やF i n t e c h企業と協業しながら、次世代に必要となる金融・決済サービスを開発し、新たな金融体験を提供してまいります。

キャッシュレス決済の分野におきましては、海外インバウンド向けコード等決済サービスの「Alipay」、「WeChat Pay」に加えて、東アジア地域からの訪日観光客による利用が見込まれる「kakao Pay」「AlipayHK」「JKOPAY」を新たに導入いたしました。国内決済サービスの「auPAY」「d払い」「LINE Pay」「メルペイ」「PayPay」と合わせまして、アクワイアリング業務による国内の利用店舗網の拡大とお客さまの利便性の一層の向上に取り組んでまいりました。また、地方金融機関と加盟店紹介業務の提携を進め、観光資源の豊かな地域におけるキャッシュレス決済の一段の普及を図るとともに、お客さまの幅広い決済ニーズへの対応に取り組んでまいりました。

資本政策につきましては、2019年5月15日付の「自己株式（優先株式）の取得および消却に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社が発行するD種優先株式について、定款に定められた価格により、2019年5月30日付で金銭を対価として株式会社新生銀行から取得（強制償還）し、同日付で消却いたしました。これは、当社グループの業績の安定や自己資本の十分な積み上がりなどを踏まえて実施したもので、今後についても、これらの状況を慎重に見極めたうえで、残存する優先株式の処理を柔軟に進めていく方針としております。

当連結会計年度における業績につきましては、営業収益は78,895百万円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。営業費用は74,271百万円（同0.7%増）となりました。この結果、営業利益は4,623百万円（同65.8%増）、経常利益は4,386百万円（同54.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,871百万円（同15.6%増）となりました。

なお、期末配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化を図るとともに、優先株式の処理に備えた自己資本の充実を図るため、誠に遺憾ではございますが、すべての種類の株式について無配とさせていただきたく株主の皆様へ深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

ショッピングクレジット

当セグメントにつきましては、同じ新生銀行グループの昭和リース株式会社との協業によるベンダーリースや個人向けオートリースの営業活動を強化いたしました。また、パソコン、スマートフォン、タブレット端末からWEB経由で申込が完結するeオーダーの拡大により一般商品の取扱を伸ばしてまいりました。

当セグメントにおける営業収益は30,229百万円（前連結会計年度は28,271百万円）、セグメント利益は2,989百万円（同3,366百万円）となりました。

カード

当セグメントにつきましては、T S U T A Y A フランチャイズ店との連携強化や、その他提携先との新たな提携カードの発行などに取り組んでまいりました。2019年12月には当社が発行するクレジット機能付きTカードの中で最もTポイント付与率が高く、さらに特定加盟店でのご利用でポイントアップ特典を受けられる「Tカード プラス P R E M I U M」の発行を開始いたしました。2020年3月には1回払いでのカードショッピングご利用分をあとから回数指定分割払いへ変更できるサービス「あとから分割」の取扱を開始いたしました。

当セグメントにおける営業収益は24,529百万円（前連結会計年度は23,414百万円）、セグメント利益は1,050百万円（同501百万円）となりました。

ローン

当セグメントにつきましては、住関連商品は厳格な与信運営のもと良質債権の積み上げに努めてまいりました。また、お客さまの豊かな生活と我が国の住宅政策に貢献できる「社会貢献型ビジネス」の事業理念に基づく商品としてリバースモーゲージ型住宅ローンの営業推進に取り組んでまいりました。2019年7月には人生100年時代に対応した返済期間35年（最長）のリフォーム資金に特化した「リフォームローン ゆとりR35」の取扱を開始いたしました。

当セグメントにおける営業収益は7,772百万円（前連結会計年度は8,485百万円）、セグメント利益は2,444百万円（同2,591百万円）となりました。

ペイメント

当セグメントにつきましては、口座振替やコンビニ決済等の集金代行サービスは安定した成長が続きました。2019年12月には賃貸経営における入居者の審査から家賃の回収、督促までの賃貸管理業務や付帯費用を保証する従来の家賃サービスに加えて、賃貸物件内で起きた入居者の孤独死等によって生じる空室期間中の逸失利益を補償する退去保証プランを備えた家賃サービス「プラス」（W）の取扱を開始いたしました。

当セグメントにおける営業収益は13,337百万円（前連結会計年度は11,860百万円）、セグメント利益は1,705百万円（同2,110百万円）となりました。

その他子会社

当社子会社である全日信販株式会社につきましては、当社主要子会社の株式会社アプラスに吸収合併する方針となっており、カードの新規募集は2015年度に停止し、ショッピングクレジットの新規申込受付につきましても2017年度より株式会社アプラスへ集約いたしました。

当セグメントにおける営業収益は2,260百万円（前連結会計年度は3,685百万円）、セグメント利益は108百万円（同1,135百万円）となりました。

なお、上記セグメント別の業績には、記載のセグメントには含まれない事業セグメントおよび調整額が含まれておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ64,162百万円減少し、199,942百万円となりました。

営業活動の結果減少した資金は、24,049百万円（前連結会計年度は9,775百万円の減少）となりました。これは主として、売上債権の増加によるものであります。

投資活動の結果減少した資金は、3,067百万円（前連結会計年度は10,027百万円の減少）となりました。これは主として、無形固定資産の取得によるものであります。

財務活動の結果減少した資金は、37,044百万円（前連結会計年度は153,944百万円の増加）となりました。これは主として、借入金等の減少によるものであります。

営業実績

ア. セグメント別営業収益

セグメントの名称	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
ショッピングクレジット	30,229	106.9
カード	24,529	104.8
ローン	7,772	91.6
ペイメント	13,337	112.5
その他子会社	2,260	61.3
報告セグメント計	78,127	103.2
その他	773	91.3
合計	78,900	103.1

- (注) 1. 金額は、セグメント間の内部消去前の数値によっております。
2. セグメント別営業収益には、消費税等は含まれておりません。

イ. セグメント別取扱高

セグメントの名称	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
ショッピングクレジット	461,546	122.1
カード	653,759	101.1
ローン	27,763	57.6
ペイメント	1,773,726	109.8
その他子会社	7,425	53.3
報告セグメント計	2,924,221	108.3
その他	-	-
合計	2,924,221	108.3

- (注) 1. セグメント別取扱高の範囲は、主として次のとおりであります。
アドオン方式の場合は、クレジット対象額または保証元本に手数料を加算した金額であります。リボルビング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額、融資額または保証元本であります。ペイメントは、集金代行金額等であります。
2. 金額は、セグメント間の内部消去後の数値によっております。

ウ. 融資における業種別貸出状況

業種	前連結会計年度 (2019年3月31日)			当連結会計年度 (2020年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
卸売、小売・飲食店	2	0.0	3	2	0.0	3
不動産業	545	0.2	32	271	0.1	16
サービス業	6	0.0	2	6	0.0	2
個人	278,426	99.8	312,992	274,259	99.9	303,532
合計	278,980	100.0	313,029	274,540	100.0	303,553

エ. 融資における担保別貸出状況

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保の種類	貸出金残高(百万円)	貸出金残高(百万円)
不動産	154,668	148,191
信用	124,311	126,348
合計	278,980	274,540

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討結果

当社グループの当連結会計年度における経営成績等は、ショッピングクレジット事業の取扱高が大幅に伸長し、カード・ペイメントの各事業が堅調に推移したことにより、営業収益は前連結会計年度比で増収となりました。一方、利息返還損失引当金の積み増し、ビジネス拡大に伴う原価性費用、貸倒引当金繰入額の増加により営業費用は想定を上回りましたが、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を上回る結果となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としましては、貸倒引当金繰入額の増加や利息返還損失引当金の追加引当などが挙げられます。

貸倒引当金につきましては、営業債権残高の増加等による繰入額の増加により、貸倒引当金繰入額は想定より増加いたしました。引き続き厳格な与信運営と回収体制の強化により良質な債権内容を維持し、貸倒引当金繰入額の抑制に努めてまいります。

利息返還損失引当金につきましては、足元の利息返還請求等の状況を踏まえて見直しを見直したことにより、当連結会計年度末において利息返還損失引当金を積み増しいたしました。利息返還請求の動向につきましては、足元で落ち着く兆しは見えるものの、引き続きその動向には注視してまいります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動停滞による影響は今後も続くものと想定しており、具体的には緊急事態宣言発令下での外出自粛要請により、消費行動が抑制されることが想定され、ショッピングクレジット、カード、ローンおよびペイメント事業において取扱高に影響があるものと考えております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源および資金の流動性に係る情報

当社グループの資金調達につきましては、金融機関からの短期借入、長期借入のほか、社債、短期社債、債権流動化などを活用し、調達手段を多様化しております。運転資金や短期の営業債権に対応する調達は、短期借入や短期社債を活用して機動的に運営する一方、長期の営業債権に対応する調達は、長期借入や社債、債権流動化などを活用することで安定的な資金運営に努めております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表作成に当たっては、連結財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合または既に発生している事象に関する情報を適時に入手できないために確定できない場合等に、会計上の見積りを行わなければなりません。当社グループは、過去の実績や状況を分析し合理的であると考えられる様々な要因を考慮して見積りや判断を行い、その結果が、連結財務諸表における資産・負債および収益・費用の計上金額の基礎となります。当社グループは、連結財務諸表に含まれる会計上の見積りおよび判断の適切性、必要性に対して、継続して評価を行っておりますが、実際の結果は、見積りに特有の不確実性があるために、これら見積り時の計上金額と大幅に異なる結果となる可能性があることから、特に慎重な判断が求められます。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

当社グループでは、すべての債権を、「自己査定実施規定」に基づき、信用リスク管理部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり貸倒引当金を計上しております。

破綻先債権（元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権）、および延滞債権（破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権）のうち実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額しております。

一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保付債権等については、原則として債権額から担保の評価額による回収が可能と認められる額を控除した残額に対し、必要額を計上しております。

当社グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当社グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、将来見込み等必要な修正を加えているものの貸倒引当金の見積りは基本的に過去の貸倒実績により計算しているため、急激な経済環境の変化や担保価値の下落によって、実際の貸倒損失が予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。

利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（いわゆるグレーゾーン金利）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えて設定する引当金です。

利息の返還請求は、貸付けに関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について貸金業者は返還することとなります。

当社グループでは、2007年度より新規顧客および既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内で実施しておりますが、過去にグレーゾーン金利で営業を行っており、債務者等から返還請求があるため利息返還損失引当金の計上が必要となります。

利息返還損失引当金の計算にあたっては、グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金を対象として、過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込み金額を乗じることにより、将来返還が見込まれる額を見積っております。なお、利息返還損失引当金の見積りにあたっては、過去の利息返還額の発生状況を分析し将来にわたる利息返還損失額を合理的に予想して計算することから、過去の返還請求件数、1顧客当たりの返還請求金額などが将来どのように遷移していくかの補正を行っております。

近時では「グレーゾーン金利」に関する取引履歴開示請求の件数や利息返還請求額は過去のピークを大きく下回って安定的に推移しており、将来の予想を加味した見積りにより利息返還に係る追加的な損失の発生は限定的になるものと認識しております。他方、引当金額は基本的に過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、現時点では予想できない将来の環境変更等によって、現在の引当金額が将来の利息返還請求および関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループでは、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得に関する見通しをはじめとする様々な予測・前提に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大が予測・前提に与える影響の不確実性が高いため、一定の仮定（新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響が今後1年程度続く）を置いて翌1年間の一時差異等加減算前課税所得を見積っております。

繰延税金資産の計上に関する判断は、毎決算期末時点において実施しておりますが、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積り変更等により、前連結会計年度に計上した繰延税金資産の一部、または全額の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を取り崩しております。翌1年間の一時差異等加減算前課税所得は十分見込めるとしても、期末時点において、将来の一定の事実の発生が見込めないことまたは当社グループによる将来の一定の行為の実施についての意思決定または実施計画等が存在しないことにより、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に当社グループの繰延税金資産を取り崩しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りにおける影響につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名	所在地	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	土地		その他		合計
				面積 (㎡)	金額			
(株)アプラス	東京本部	東京都千代田区	135	-	-	56	192	247 (23)
	大阪事務所 (本店所在地)	大阪市浪速区	43	-	-	22	66	136 (74)
	営業店・センター等	-	304	-	-	1,577	1,881	825 (295)
全日信販(株)	事務センター	岡山市北区	254	2,411	161	44	460	31 (47)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記各社とセグメントの関係については、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

3. 上記のうち、主な事業所の年間賃借料は、次のとおりであります。

株式会社アプラス 東京本部 273 百万円

株式会社アプラス 大阪事務所 155 百万円

4. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	3,914,000,000
B種優先株式	2,500,000
D種優先株式	8,500,000
H種優先株式	30,250,000
計	3,955,250,000

(注) 2020年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、提出日現在の発行可能種類株式総数は下記のとおりとなっております。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	3,914,000,000
B種優先株式	2,500,000
H種優先株式	22,750,000
計	3,939,250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,524,211,152	1,524,211,152	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
第一回B種優先 株式 (注) 1	2,500,000	2,500,000	-	単元株式数 100株 (注) 2・3・4
H種優先株式	22,750,000	22,750,000	-	単元株式数 100株 (注) 3・5
計	1,549,461,152	1,549,461,152	-	-

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 第一回B種優先株式は、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 第一回B種優先株式の取得価額の修正の基準および頻度

(注) 4に記載のとおりであります。

(3) 第一回B種優先株式の取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限

73円 50銭

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の上限

34,013,605株(2020年3月31日現在における発行済株式総数2,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.23%)

(4) 第一回B種優先株式は、当社の決定により当該優先株式の全部の取得を可能とする条項を有しております。

(5) 第一回B種優先株式は、当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

3. 優先株式の内容は、当社の定款の定めおよび必要な事項を記載しております。

4. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(B種優先配当金)

1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。
当社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。
B種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(残余財産の分配)

4. 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にB種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、B種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)

6. 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
当社は、B種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(優先株式の取得)

7. 当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

8. B種優先株主は、2007年9月1日から2022年8月31日までの期間中、下記条件により、その有するB種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。
B種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社は1株につき下記ア・乃至エ・に定める交付価額により当社の普通株式を当該株主に交付するものとする。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所(大阪証券取引所の現物市場が東京証券取引所の現物市場に統合される2013年7月16日より前の時点については、「東京証券取引所」を「大阪証券取引所」と読み替えるものとする。)における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

- (1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

- (イ) 時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付(株式の分割、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く。)する場合
調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しくは受渡期日以降又は募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当会社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当会社が有する当該普通株式の数を含む。
- (ロ) 株式の分割がなされた場合
調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)を発行又は交付する場合
調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受渡日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行若しくは交付される証券の全額が交付され、当会社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降若しくは受渡日以降又はその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しくは受渡日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される。以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約権付社債を発行する場合
調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当会社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (2) ウにおける「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記ウ(1)(2)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (3) 上記イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間にウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (4) 上記イに定める時価算定期間の間にウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (5) 上記ウ(1)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- () 合併、資本金の額の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合
 - () 上記第()のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
 - () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (6) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付

価額を算出する場合、交付価額調整中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

- (7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当会社が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。
- (9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- () ウ(1)(イ)の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額(金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項乃至第7項に従って調査された現物出資財産の価額若しくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)
 - () ウ(1)(ロ)の株式の分割がなされた場合は0円
 - () ウ(1)(ハ)の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合には、当該交付価額
 - () ウ(1)(ニ)の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額及び下限交付価額の調整

上記ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額又は下限交付価額に置換えた上で交付価額調整式を適用して同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」又は「調整後下限交付価額」という。)、ウ(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ(3)に定める場合には、調整後上限交付価額及び調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

B種優先株式を当会社が取得すると引換えに、当会社が交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)

9. 当社は、前項第1号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。

当社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式強制取得日の2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。

第1号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(優先配当金の除斥期間)

10. 第39条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

11. H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

13. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

5. H種優先株式の内容は次のとおりであります。

(H種優先配当金)

1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者(以下、上記普通株式及びB種優先株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。

2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。

2009年4月1日(同日を含む。)から2016年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円(以下「H種清算価値」という。)に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「H種優先株式増加配当率」とは、()当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ただし、本条第11項に基づく取得にあたり、9月30日以前を取得日とする場合は、当該取得日の直前の4月1日及び10月1日)(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、()1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率、及び()1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当金)

4. 当社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「H種優先中間配当金」という。)を行う。

(残余財産の分配)

5. 当社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、()H種清算価値、()H種最終配当金額(本条第11項に定義)、及び()2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費(本条第11項に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。
H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までH種優先株式100株当たり1議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)

7. 当社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
当社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(H種優先株式の取得)

8. 当社は、いつでも、H種優先株式を取得することができる。

(当社の普通株式を対価とする取得請求権)

9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。
前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに当社がH種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(1) H種優先株式交付価額

当初のH種優先株式交付価額は、当社にH種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格(以下、本項において「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする。)の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(2) H種優先株式交付価額の調整

- (イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後H種優先株式交付価額} = \text{調整前H種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。)における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受

け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。

上記算式における「時価」とは、() 当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値がない日は除く。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、又は() 当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な時価を意味する。

(ロ) 新株予約権等の発行

当社が当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当会社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなす。

(ハ) 株式分割

当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の直前に本項に基づくH種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当会社の普通株式を、H種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に行われる。

(ニ) 配当その他の分配

当社が、当会社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してその他の分配を行った場合(ただし、株式分割及び株式配当を除く。)、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額(又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格)に相当する額を減額される。

(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整

本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、() 合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、() 当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は() H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(ヘ) 解釈

本項に不明瞭な点がある場合、又はH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当会社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(当会社の普通株式を対価とする取得条項)

10. 当社は、2012年4月1日(同日を含む。)から2014年3月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(金銭を対価とする取得条項)

11. 当社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、()H種清算価値、()H種最終配当金額、及び()2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、()取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は()取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記()又は()により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、()H種清算価値に、()H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、()取得日から2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(金銭を対価とする取得請求権)

12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

前号に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。

(優先配当金の除斥期間)

13. 第39条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

14. H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

15. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

16. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年11月11日 (注)	G種優先株式 5,000	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 8,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750
2016年9月20日 (注)	G種優先株式 5,000	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 3,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750
2017年7月14日 (注)	G種優先株式 3,000 H種優先株式 2,000	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 - H種優先株式 30,250	-	15,000	-	3,750
2018年7月9日 (注)	H種優先株式 7,500	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 H種優先株式 22,750	-	15,000	-	3,750
2019年5月30日 (注)	D種優先株式 8,500	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 - H種優先株式 22,750	-	15,000	-	3,750

(注) 消却したことにより減少しております。

(5)【所有者別状況】
普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	22	33	275	32	21	8,442	8,825	-
所有株式数（単元）	-	159,163	115,174	14,580,794	33,257	1,559	351,497	15,241,444	66,752
所有株式数の割合（％）	-	1.04	0.76	95.67	0.22	0.01	2.30	100.00	-

（注）自己株式5,877株は「個人その他」に58単元、「単元未満株式の状況」に77株含まれております。

第一回B種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	25,000	-	-	-	-	-	25,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

H種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	227,500	-	-	-	-	-	227,500	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区外神田三丁目12番8号	1,446,267	93.34
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	25,250	1.62
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	9,237	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,576	0.23
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	3,333	0.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,274	0.21
株式会社エクシブネット	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	2,268	0.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,951	0.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,709	0.11
T I S 株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	1,449	0.09
計	-	1,498,317	96.69

(注)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)、および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式は、信託業務に係るものであります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区外神田三丁目12番8号	14,462,674	93.34
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	252,500	1.62
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	92,370	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	35,769	0.23
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	33,336	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	32,747	0.21
株式会社エクシブネット	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	22,680	0.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	19,514	0.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	17,090	0.11
T I S 株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	14,495	0.09
計	-	14,983,175	96.70

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,800	-	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,524,138,600	15,241,386	同上
	第一回B種優先株式 2,500,000	25,000	
	H種優先株式 22,750,000	227,500	
単元未満株式	普通株式 66,752	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,549,461,152	-	-
総株主の議決権	-	15,493,886	-

(注) 第一回B種優先株式、H種優先株式は、2019年3月期に係る配当がなかったため、議決権を有しております。

【自己株式等】
普通株式

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス フィナンシャル	大阪市浪速区湊町 一丁目2番3号	5,800	-	5,800	0.00
計	-	5,800	-	5,800	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するD種優先株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

D種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月15日)での決議状況 (取得日 2019年5月30日)	8,500,000	17,069,105,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	8,500,000	17,069,105,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	341	27,675
当期間における取得自己株式	3	183

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月26日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式				
D種優先株式	8,500,000	17,069,105,000	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数				
普通株式	5,877	-	5,880	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

配当につきましては、財務体質の強化および将来の事業展開への備え、当社グループを取り巻く事業環境などを総合的に勘案し、中長期的な視点にたって株主の皆さまへ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化を図るとともに、将来の優先株式の処理に備えた自己資本の充実に努めることから、誠に遺憾ながら、すべての種類株式について無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、中期経営計画の中長期ビジョンの実現に向けた基盤整備および財務体質の強化のために効果的に活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、各種優先株式の優先配当金を超えて配当をすることはできません。

本有価証券報告書提出時点の優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、連結会社の企業統治に関する事項について記載しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営監視機能の強化およびコンプライアンス体制の充実による経営の健全性を保持し、経営環境の変化への迅速な対応および経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、取締役会および監査役会を設置し、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離せず、監査役会の設置を前提として、取締役会が監督機能を有する体制とすることで、事業持株会社として客観的な立場から経営を監視し、その実効性を高めることでコーポレート・ガバナンス体制の充実を図れるよう、現在の体制を選択しております。

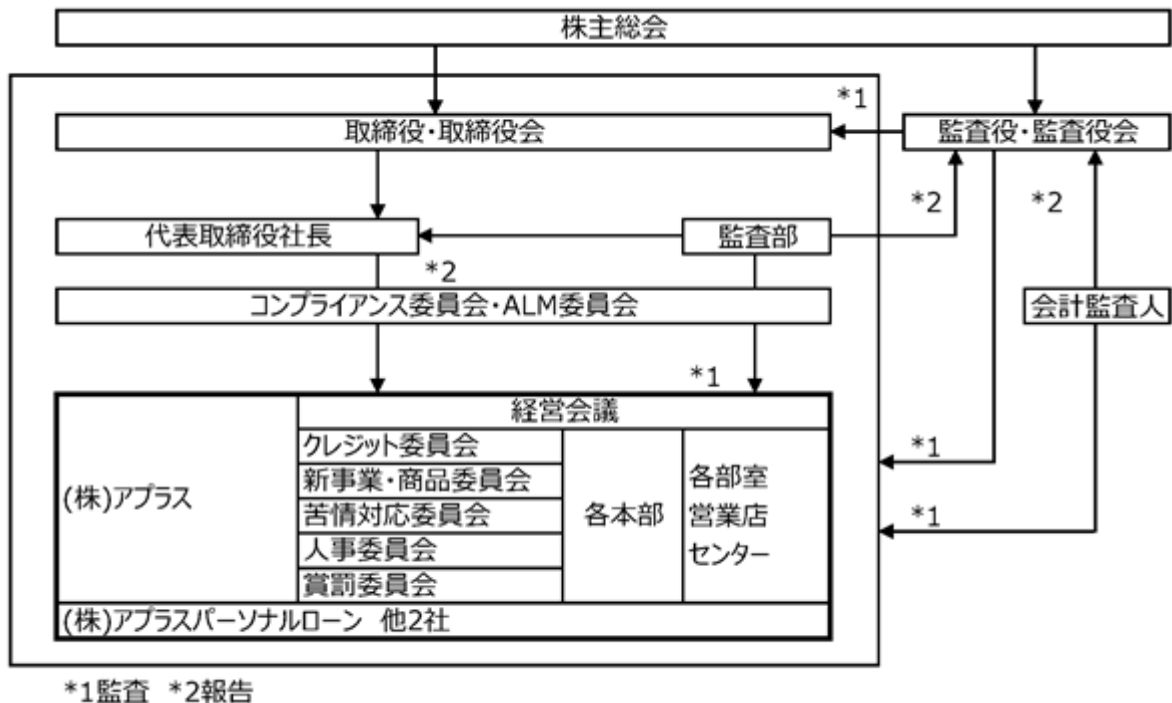
取締役会については、3ヵ月に1回以上、また必要に応じて開催されており、経営の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。本有価証券報告書提出日時点における当社の取締役は、代表取締役清水哲朗、取締役嶋田貴之、取締役冨田昌義、取締役増田忠、取締役鍵田裕之、取締役小座野喜景、取締役平沢晃、独立社外取締役内川治哉の8名であります。

経営監視機能として、当社は監査役会を設置した監査役制度を採用しており、監査役が取締役会やその他の主要な会議への出席や意見具申を通じ監視機能を果たしております。本有価証券報告書提出日時点における当社の監査役は、社外監査役松本恭平、独立社外監査役保木野秀明、監査役小林純一の3名であります。

なお、当社は、社外取締役内川治哉および社外監査役保木野秀明との間で会社法427条第1項に基づき、会社法423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

事業等に密接に関わる株式会社アプラスの組織は、本部制を採用し、業務執行のスピードアップを図るとともに、その成果と責任を明確にしております。

当社グループの経営上の意思決定、執行および監督に係る業務執行組織、その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

ア．内部統制システムの整備状況

内部統制システムの整備状況については、2006年5月に取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針として制定し、2015年4月に関連法令の施行等に伴い改定した「内部統制規程」に基づき、「アプラスグループ行動憲章」「アプラスグループ行動規範」などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。

当社親会社である株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」という。）は、2017年4月1日付で、新生銀行グループ各社の間接機能の統合・一体運営を図るため、新生銀行内に「グループ本社」を設置し、各間接機能の高度化とグループガバナンスの強化を図るとともに、グループ各社で重複する機能を集約することで、生産性・効率性の向上を目指しております。また、グループ本社と融合しつつ連携を密に行うことでコンプライアンス体制を充実させ、コンプライアンス委員会、総合管理部（コンプライアンス・法務）、および複数の顧問弁護士と連携し、当社グループのあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスに関するマニュアルを制定し、グループ社員への教育および啓蒙を徹底しております。反社会的勢力排除に向けた体制の整備については、「アプラスグループ行動憲章」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を宣言しております。反社会的勢力への対応については、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。経営への報告体制は、反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、月次での反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会およびコンプライアンス委員会にて報告することを規定しております。個別取引与信、取引先取引与信等については、反社会的勢力への対応強化および排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等は、各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施にあたり、適正な業務運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

イ．リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備状況については、当社グループの業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備およびその円滑な運営等に努めております。また、当社グループは、当社に「コンプライアンス委員会」「ALM委員会」を設置するとともに、当社グループにおける各事項について基本方針等を定め、事業等に密接に関わる株式会社アプラスに「クレジット委員会」「新事業・商品委員会」「苦情対応委員会」「人事委員会」「賞罰委員会」を設置し、相互の連携を密に行うことで適切な内部統制システムの構築と経営監視機能の充実を図っております。

ウ．子会社の業務の適正性を確保するための整備状況

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行っております。当社子会社の取締役および従業員の職務執行に係る事項の報告に関しては、「子会社・関連会社管理規程」および「業務分掌ならびに決裁権限規程」に基づき行っております。当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保することに関しては、子会社の自主性を尊重するため子会社の取締役会等で協議するものとし、業務の内容に応じて当社と事前協議を行っております。当社子会社の損失の危険の管理に関しては、それぞれの対応部署にて定める各諸規程類によって管理しており、「内部監査規程」により子会社毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させております。

当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することの確保に関しては、子会社の規模その他に応じて監査役を設置するとともに、当社または子会社におけるコンプライアンス関連の規程等により、コンプライアンス遵守状況の監視および徹底を図っております。

取締役の定数

当社は、取締役の定数について、25名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への事業年度中における還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式の議決権

当社は、資本・業務の両面からより強固な経営基盤・財務基盤の確立を図るため、第一回B種優先株式、H種優先株式を発行しております。

資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、これらの優先株式の議決権の有無および内容は普通株式と異なります。

優先株式に関する内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役) 最高 経営責任者	清水 哲朗	1967年10月11日生	1990年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 2015年6月 同行執行役員個人営業本部長 2015年6月 株式会社アプラス取締役 2015年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 2015年6月 当社取締役 2016年4月 新生フィナンシャル株式会社取締役(現任) 2019年6月 株式会社新生銀行常務執行役員個人ビジネスユニット長シニアオフィサーグループ事業戦略(現任) 2019年6月 株式会社アプラス代表取締役社長社長執行役員(現任) 2019年6月 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	普通株式 10
取締役	嶋田 貴之	1967年5月27日生	1991年6月 当社入社 2014年1月 株式会社アプラス営業統括部長 2016年4月 同社執行役員事業部門副部門長兼営業統括部長兼市場開発部長 2019年10月 同社常務執行役員事業統括本部長兼カード事業本部長兼営業統括部長 2020年6月 同社取締役常務執行役員事業統括本部長兼カード事業本部長兼ハウジング事業本部長兼営業統括部長兼ハウジング事業部長(現任) 2020年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	富田 昌義	1964年6月8日生	1988年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 2015年5月 同行執行役員リテール業務部長兼リテール人材開発部長 2016年6月 当社監査役 2019年4月 株式会社新生銀行執行役員個人ビジネス担当 2020年6月 株式会社アプラス参与 2020年6月 同社取締役常務執行役員(現任) 2020年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	増田 忠	1964年11月20日生	1989年4月 当社入社 2018年6月 株式会社アプラスオペレーション統括部長 2019年6月 同社執行役員オペレーション統括部長 2020年6月 同社取締役執行役員オペレーション統括部長(現任) 2020年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	普通株式 23

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	鍵田 裕之	1969年5月16日生	1992年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2011年5月 当社執行役員 2019年6月 株式会社新生銀行執行役員お客様サービス担当兼グループ個人企画部長 2019年6月 株式会社アプラス取締役（現任） 2019年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2019年8月 株式会社新生銀行執行役員リテール業務支援担当兼グループ個人企画部長（現任）	(注)3	-
取締役	小座野 喜景	1962年11月1日生	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2016年4月 同行常務執行役員特命担当（グループ事業戦略主担当） 2016年4月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任） 2016年6月 株式会社アプラス取締役（現任） 2016年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役（現任） 2016年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 株式会社新生銀行取締役チーフオフィサーグループ事業戦略（専務執行役員相当）（現任）	(注)3	-
取締役	平沢 晃	1963年5月29日生	1987年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2016年12月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任） 2016年12月 株式会社アプラス取締役（現任） 2016年12月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役（現任） 2017年4月 株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ組織戦略兼グループ人事 常務執行役員コーポレートサービス総括 2017年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 株式会社新生銀行管掌グループ組織戦略、グループ人事、グループ総務、グループITチーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス専務執行役員業務管理担当（現任）	(注)3	-
取締役	内川 治哉	1970年10月31日生	1998年4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所入所 2005年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士（現任） 2014年6月 当社取締役（現任） 2019年6月 SMC株式会社社外監査役（現任）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	松本 恭平	1958年3月15日生	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 2017年4月 同行チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス 2017年7月 新生フィナンシャル株式会社取締役 2020年6月 株式会社アプラス監査役(現任) 2020年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	小林 純一	1971年11月17日生	2007年8月 GEコンシューマー・ファイナンス(現新生フィナンシャル株式会社)入社 2014年7月 同社執行役員ファイナンス部門長 2017年4月 株式会社新生銀行グループ経営企画部GM 2018年6月 株式会社アプラス監査役(現任) 2018年6月 当社監査役(現任) 2020年4月 株式会社新生銀行シニアオフィサーグループ企画財務(執行役員相当)兼グループ経営企画GM(現任)	(注)5	-
監査役	保木野 秀明	1973年9月22日生	2004年10月 弁護士登録 小川・友野法律事務所入所 2018年1月 小川・友野法律事務所パートナー弁護士(現任) 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)6	-
計					33

- (注) 1. 取締役内川治哉は、社外取締役であります。
 2. 監査役松本恭平および保木野秀明は、社外監査役であります。
 3. 2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 2018年6月27日開催の定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6. 2019年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 7. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。
 補欠監査役の略歴等は次のとおりであり、竹村登は補欠社外監査役であります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
竹村 登	1961年6月12日生	1985年4月 昭和リース株式会社入社 2017年4月 株式会社新生銀行シニアオフィサーグループ企画財務 2020年6月 昭和リース株式会社監査役(現任)	-

社外役員の状況

本有価証券報告書提出日時点における当社の取締役は8名であり、そのうち1名は社外取締役であります。これにより経営状況などについて外部の視点での意見を聴取し、取締役会の審議内容の充実を図る体制としております。

本有価証券報告書提出日時点における当社の監査役は3名であり、そのうち2名は社外監査役であります。社外監査役は、3ヶ月に1回以上、また必要に応じて開催される取締役会、監査役会のほか、重要会議等への出席により、内部監査、監査役監査との相互の連携を図っており、また、会計監査人からの各四半期レビュー報告をはじめとする会計監査に係る定期的な会合へ出席するなど、社内外の監査組織と連携することで当社グループのガバナンス体制の構築、監査機能の強化に努めております。

社外取締役の1名および社外監査役の1名は、一般株主との利益相反のおそれのない外観的な独立性が保たれた独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。これにより企業統治において経営監視の客観性を保持しつつ、中立性を確保する体制にあると考えております。

社外取締役である内川治哉は、弁護士法人御堂筋法律事務所の弁護士を兼務しており、その弁護士としての法曹界における知識・経験を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、また当社とは独立した立場から業務執行の監督を行っていただくため、就任をお願いしたものであります。

社外監査役である松本恭平は、当社の親会社である株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンスとしての専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため、就任をお願いしたものであります。

社外監査役である保木野秀明は、小川・友野法律事務所の弁護士を兼務しており、その弁護士としての法曹界における知識・経験を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、また当社とは独立した立場から業務執行の監督を行っていただくため、就任をお願いしたものであります。

当社は、社外取締役内川治哉および社外監査役保木野秀明との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

株式会社新生銀行および新生フィナンシャル株式会社は当社の親会社であり、当社と資本関係、人的関係および取引上の関係があります。

当社では、社外取締役または社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を定めておりません。独立性の判断として、東京証券取引所が示す独立性の判断基準等を考慮し判断しております。

当社は、取締役会に対し、社外監査役を2名のうち1名を独立社外監査役とすることで経営への監視を有効に機能させつつ、1名を独立社外取締役とすることで、取締役会の審議内容の更なる充実を図る体制としております。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

毎月開催される監査部による監査講評会では、監査役が全員出席して報告を聴取しており、また毎月、監査役・内部監査責任者と監査連絡会を開催することにより、緊密な連携を保ち、双方の効率的な監査の実施に努めております。

会計監査については、会計監査人の監査計画に対応して適切に資料・情報等を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人から監査役に対し定期的に監査状況の報告と意見交換が行われ、また会計監査上の観点から認識しておくべき経営課題の有無などについても代表取締役社長と意見交換が行われております。

監査役と会計監査人との連携については、監査契約締結時、監査計画策定時、各四半期レビュー時、期末監査時の定期的な会合、状況に応じ随時会合を持っており、業務上や会計処理等における課題等について意見交換や情報を共有しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、本有価証券報告書提出日時点において、金融機関での業務が長く財務および会計に関する知見を有する監査役2名と、弁護士である監査役1名で構成され、それぞれの持つ専門性とコーポレート・ガバナンス等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で業務執行の監査を行っております。

監査役監査については、3ヶ月に1回以上、また必要に応じて開催される「取締役会」に出席し、取締役による業務執行の意思決定などが適正になされているか監査を行っております。また、その他重要な会議等への出席や必要に応じて主要な事業所等への往査を行っております。

当事業年度における監査役会の開催回数は、12回です。また、監査役会への監査役の出席状況および主な活動内容は、次のとおりです。

氏名	地位	主な活動状況
笠原 二郎 (注)	常勤監査役	当社監査役会12回のうち12回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。また、投資用マンションローンにおける審査書類の改ざん等の事案におきましては、特別調査委員会の委員として、事実認定、原因究明、再発防止策の提言を行いました。
小林 純一	監査役	当社監査役会12回のうち12回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
保木野 秀明	監査役	2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された当社監査役会9回のうち9回に出席し、弁護士の観点から、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。また、投資用マンションローンにおける審査書類の改ざん等の事案におきましては、特別調査委員会の委員として、事実認定、原因究明、再発防止策の提言を行いました。

(注) 2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任しております。

内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織として、本有価証券報告書提出日時点において当社グループの8名が所属する監査部を設置し、グループにおける、一切の業務活動および諸制度が適正かつ合理的に遂行されているかを検証しています。監査結果については、当社ならびに各社の代表取締役、担当役員および監査役に報告するとともに、該当部署に対して改善指導等を実施し、内部統制の充実を図っております。

会計監査の状況

ア．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

イ．継続監査期間

2005年3月期以降

ウ．業務を執行した公認会計士

佐藤 嘉雄氏
内田 彰彦氏
渡邊 康一郎氏

エ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者等6名、その他14名であります。

オ．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の選定基準」を設け、会計監査人の独立性および品質管理体制の適切性が確保されているかを基準に、会計監査人を選定する方針です。有限責任監査法人トーマツにおいては、当社選定基準を満たしており、再任しております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。

なお、監査役会は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、会計監査人の解任または不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。

カ．監査役および監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、監査の方法および結果が相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

ア．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	33	1	36	1
連結子会社	75	5	70	6
計	108	7	106	7

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォート業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策態勢整備に向けた助言サービス、金銭の信託に係るコンフォート業務であります。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォート業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策態勢整備に向けた助言サービスであります。

イ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（ア．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	8	-	9
連結子会社	-	-	-	-
計	-	8	-	9

当社における前連結会計年度および当連結会計年度の非監査業務の内容は、税務申告書作成費用であります。

ウ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

エ．監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

オ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から提出のあった当該年度監査計画および昨年度の報酬実績等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、合理性・相当性があるものと判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。当社の役員報酬の決定については、2006年6月29日開催の当社株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額150百万円、監査役の報酬限度額を年額50百万円としております。

当社の役員報酬等の額の決定については、株主総会で決議された金額の範囲内で、取締役報酬については取締役会が社長に一任することが決議されており、監査役報酬については監査役会の協議により決定しております。なお、当社の役員報酬に業績連動報酬は含まれておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、対象となる役員の員数

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお、個人別の報酬等の総額について記載すべき内容はありせん。

役員区分	支給人数 (名)	報酬等の総額(基本報酬) (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (1)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	22 (22)
合計 (うち社外役員合計)	9 (4)	32 (27)

- (注) 1. 当連結会計年度末時点での在任は、取締役8名、監査役3名であります。当連結会計年度における報酬等支給人数は、取締役6名および監査役3名であります。上記報酬支給人数には、2019年6月26日開催の当社定時株主総会をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 常勤の社内取締役4名は、当社子会社である株式会社アプラスおよびその他子会社の取締役または執行役員を兼務しており、上記以外に株式会社アプラスより、執行役員としての固定報酬および賞与80百万円が支給されております。
3. 当社は、2013年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
4. 上記報酬等の額のほか、社外取締役および社外監査役が、当社の親会社または当社の親会社の子会社から受けた役員としての報酬額はありせん。
5. 当連結会計年度において、上記以外のストックオプションおよび賞与等の支給はありせん。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社および連結子会社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分および考え方について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受ける目的とする株式を純投資株式とし、営業上の保有を目的とする投資株式を純投資株式以外の目的である投資株式としております。

なお、当社および連結子会社は、純投資株式を保有しておらず、純投資目的以外の目的である投資株式のみ保有しております。

株式会社アプラスにおける株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社アプラスについては以下のとおりであります。

ア．保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社および当社グループは、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものを政策保有株式とみなすものとし、その保有意義が認められる場合を除き、原則これを保有しないことを基本方針としております。

当社は、当社および当社グループにおける「政策保有株式に関する基本方針」を定め、同方針に基づき、新規に政策保有株式を保有する場合は、その保有意義を踏まえ、保有の可否を判断するものとしており、既に保有する政策保有株式については、個別銘柄毎に中長期的な経済合理性や営業上の保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否について判断するものとしております。また、既に保有する各銘柄について、保有の可否判断およびその保有方針を採択した事由、ならびに取引現況等を取締役に報告するものとしております。

政策保有株式の議決権行使に際しては、各議案につき、当該企業の中長期的な企業価値の向上に寄与するか、株主価値を毀損させる可能性がないか、対象議案についての説明や情報開示が十分であるか等を精査のうえ、議案への賛否を総合的に判断するものとしております。

イ．銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	160
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 当連結会計年度において株式数が増加および減少した銘柄はありません。

ウ．特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

エ．保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表および事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	251,644	186,854
割賦売掛金	1, 2 629,401	1, 2 683,508
信用保証割賦売掛金	388,629	473,539
リース投資資産	14,238	24,581
金銭の信託	3 106,780	3 99,560
その他	43,553	43,510
貸倒引当金	30,392	34,874
流動資産合計	1,403,854	1,476,680
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,506	1,587
土地	3,004	3,004
その他(純額)	1,030	1,830
有形固定資産合計	4 5,541	4 6,422
無形固定資産		
ソフトウェア	23,212	22,469
その他	0	-
無形固定資産合計	23,212	22,469
投資その他の資産		
投資有価証券	167	167
退職給付に係る資産	4,000	2,860
繰延税金資産	5,049	4,439
その他	2,415	2,282
投資その他の資産合計	11,633	9,750
固定資産合計	40,387	38,642
繰延資産		
社債発行費	51	73
繰延資産合計	51	73
資産合計	1,444,293	1,515,396

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,111	17,826
信用保証買掛金	388,629	473,539
短期社債	150,000	176,300
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
短期借入金	124,500	106,500
1年内返済予定の長期借入金	75,943	79,768
リース債務	2,462	4,506
未払法人税等	872	1,134
賞与引当金	1,424	1,410
預り金	100,914	104,570
割賦利益繰延	5 30,195	5 31,671
その他	4,893	5,912
流動負債合計	906,946	1,013,140
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	126,498	102,375
長期債権流動化債務	2 290,772	2 286,729
リース債務	11,776	20,074
利息返還損失引当金	7,141	6,855
退職給付に係る負債	176	52
その他	440	601
固定負債合計	456,806	436,688
負債合計	1,363,752	1,449,828
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	9,572	3,730
利益剰余金	55,567	47,212
自己株式	0	0
株主資本合計	80,140	65,942
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	0
退職給付に係る調整累計額	400	373
その他の包括利益累計額合計	400	373
純資産合計	80,541	65,568
負債純資産合計	1,444,293	1,515,396

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
包括信用購入あっせん収益	20,298	21,285
個別信用購入あっせん収益	10,797	11,268
信用保証収益	17,562	18,184
融資収益	13,337	12,325
金融収益		
受取配当金	1,424	1,256
その他	0	0
金融収益合計	1,424	1,256
その他の営業収益	13,134	14,574
営業収益合計	76,555	78,895
営業費用		
販売費及び一般管理費	170,953	171,323
金融費用		
支払利息	2,543	2,654
その他	271	293
金融費用合計	2,814	2,947
営業費用合計	73,767	74,271
営業利益	2,788	4,623
営業外収益		
受取精算金	26	-
預り金取崩益	-	112
雑収入	62	52
営業外収益合計	89	164
営業外費用		
固定資産除却損	3	317
投資有価証券評価損	6	-
雑損失	32	84
営業外費用合計	42	401
経常利益	2,834	4,386
税金等調整前当期純利益	2,834	4,386
法人税、住民税及び事業税	87	561
法人税等調整額	262	953
法人税等合計	350	1,515
当期純利益	2,484	2,871
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益	2,484	2,871
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	0
退職給付に係る調整額	307	774
その他の包括利益合計	2310	774
包括利益	2,795	2,096
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,795	2,096
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,000	24,652	53,083	0	92,734
当期変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		-	-		-
自己株式の消却		15,079		15,079	-
親会社株主に帰属する当期純利益			2,484		2,484
自己株式の取得				15,079	15,079
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	15,079	2,484	0	12,594
当期末残高	15,000	9,572	55,567	0	80,140

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2	93	90	92,824
当期変動額				
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
自己株式の消却				-
親会社株主に帰属する当期純利益				2,484
自己株式の取得				15,079
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	307	310	310
当期変動額合計	2	307	310	12,283
当期末残高	-	400	400	80,541

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,000	9,572	55,567	0	80,140
当期変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		11,227	11,227		-
自己株式の消却		17,069		17,069	-
親会社株主に帰属する当期純利益			2,871		2,871
自己株式の取得				17,069	17,069
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	5,842	8,355	0	14,197
当期末残高	15,000	3,730	47,212	0	65,942

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-	400	400	80,541
当期変動額				
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
自己株式の消却				-
親会社株主に帰属する当期純利益				2,871
自己株式の取得				17,069
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	774	774	774
当期変動額合計	0	774	774	14,972
当期末残高	0	373	373	65,568

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,834	4,386
減価償却費	3,797	4,462
のれん償却額	29	-
固定資産除却損	3	317
投資有価証券評価損益(は益)	6	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	163	4,481
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	1,031	286
受取利息及び受取配当金	1,424	1,256
支払利息	2,556	2,674
売上債権の増減額(は増加)	21,192	40,599
仕入債務の増減額(は減少)	4,937	4,371
その他	925	934
小計	8,508	22,383
利息及び配当金の受取額	1,424	1,256
利息の支払額	2,531	2,702
法人税等の支払額	159	220
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,775	24,049
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	461	1,113
無形固定資産の取得による支出	10,448	1,657
事業譲受による収入	1,982	-
その他	1,100	297
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,027	3,067
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	38,800	18,000
短期社債の純増減額(は減少)	7,300	26,300
長期借入れによる収入	148,300	62,200
長期借入金の返済による支出	58,576	82,498
債権流動化による収入	137,476	101,774
債権流動化の返済による支出	34,691	105,817
リース債務の返済による支出	1,941	3,890
社債の発行による収入	10,000	10,000
社債の償還による支出	-	10,000
自己株式の取得による支出	15,079	17,069
その他	43	43
財務活動によるキャッシュ・フロー	153,944	37,044
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	134,141	64,162
現金及び現金同等物の期首残高	129,963	264,105
現金及び現金同等物の期末残高	1 264,105	1 199,942

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 4社
- (2) 主要な連結子会社名
 - (株)アプラス
 - (株)アプラスパーソナルローン
 - 全日信販(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(ア) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(イ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として、定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物および構築物、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5~15年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度の金額は38,759百万円(前連結会計年度は46,052百万円)であります。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

利息返還損失引当金

将来の利息返還請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

包括信用購入あっせん	・・・7・8分法により計上する方法
個別信用購入あっせん	・・・7・8分法により計上する方法
信用保証（保証料契約時一括受領）	・・・7・8分法により計上する方法
信用保証（保証料分割受領）	・・・定額法により計上する方法

(残債方式契約)

包括信用購入あっせん	・・・残債方式により計上する方法
個別信用購入あっせん	・・・残債方式により計上する方法
信用保証（保証料分割受領）	・・・残債方式により計上する方法
融資	・・・残債方式により計上する方法

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間（3～5年）で均等償却を行っております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

2020年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりであります。

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理および開示について定めることを目的として公表されたものであります。これはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2018年1月1日適用開始)の基本的な原則を取り入れつつ、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、現在評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「時価の算定に関する会計基準」等は、主に金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図ることを目的として公表されたものです。これはIFRS第13号「公正価値測定」の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で個別項目に対するその他の取扱いについて、定められたものであります。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現在評価中であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準等)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

見積りの不確実性の発生要因について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報を注記情報として開示することを目的として公表されたものです。これは、IAS第1号第125項「見積りの不確実性の発生要因」の基本原則を取り入れつつ、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することについて、定められたものであります。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を目的として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

当社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りにおける影響につきましては、下記の仮定を置いております。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定
- ・緊急事態宣言発令下での外出自粛要請により、消費行動が抑制されることが想定され、ショッピングクレジット、カード、ローンおよびペイメント事業において取扱高に影響があると想定

上記の仮定に基づき、翌期の一時差異等加減算前課税所得を見積り、繰延税金資産を計上しております。

なお、実際の結果は、見積りに特有の不確実性があるために、見積り時の計上金額と大幅に異なる結果となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 部門別割賦売掛金

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
包括信用購入あっせん	97,450百万円	98,901百万円
個別信用購入あっせん	252,970	310,067
融資	278,980	274,540
計	629,401	683,508

2. 担保資産および担保付債務

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
担保に供している資産		
割賦売掛金等	290,772百万円	286,729百万円
担保付債務		
長期債権流動化債務	290,772	286,729

3. 金銭の信託は、主として信用保証業務の一環として設定しているものであります。

4. 減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
有形固定資産	8,661百万円	6,386百万円

5. 部門別割賦利益繰延

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
包括信用購入あっせん		
期首残高	596百万円	661百万円
増加額	20,363	21,285
減少額	20,298	21,285
期末残高	661 (26)	662 (64)
個別信用購入あっせん		
期首残高	12,129百万円	11,970百万円
増加額	10,639	11,939
減少額	10,797	11,268
期末残高	11,970 (2,203)	12,641 (2,619)
信用保証		
期首残高	17,688百万円	17,563百万円
増加額	17,437	18,988
減少額	17,562	18,184
期末残高	17,563	18,367
計		
期首残高	30,414百万円	30,195百万円
増加額	48,440	52,213
減少額	48,659	50,737
期末残高	30,195 (2,230)	31,671 (2,684)

(注) ()内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。

6. 偶発債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
保証債務残高のうち債権、債務とみな されない残高	26,047百万円	25,593百万円
従業員借入金保証残高	8	6

(注) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高には、新生銀行グループにおける家賃保証業務の強化に伴い、当社グループにおいても、家賃保証業務の収益拡大が今後見込まれることから、最大賃料保証債務(家賃の1ヶ月相当額)を算定し、当連結会計年度より20,107百万円を含めて記載しております。この結果、前連結会計年度において、同様の方法で算定した影響額19,445百万円を含めて記載しております。

7. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出未実行残高	801,482百万円	745,203百万円

(注) 貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社グループの将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。

8. リスク管理債権

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権	0百万円	18百万円
延滞債権	16,146	15,692
3ヵ月以上延滞債権	1,129	750
貸出条件緩和債権	10,302	11,845

(注) 1. リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、上記の債権であります。

2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。

3. 延滞債権とは、破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権であります。

4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額した金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権	22,499百万円	15,797百万円
延滞債権のうち実質破綻先 に対する債権	23,553	22,961

(連結損益及び包括利益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の主な内容

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸倒引当金繰入額	15,320百万円	15,260百万円
利息返還損失引当金繰入額	3,500	1,701
賞与引当金繰入額	1,424	1,410
支払手数料	20,735	22,207
従業員給料手当	7,940	7,760
販売促進費	6,672	6,794

2. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3百万円	0百万円
組替調整額	6	-
税効果調整前	2	0
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	2	0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	83	1,249
組替調整額	263	131
税効果調整前	347	1,117
税効果額	39	343
退職給付に係る調整額	307	774
その他の包括利益合計	310	774

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,524,211,152	-	-	1,524,211,152
第一回B種優先株式	2,500,000	-	-	2,500,000
D種優先株式	8,500,000	-	-	8,500,000
H種優先株式 (注)1	30,250,000	-	7,500,000	22,750,000
合計	1,565,461,152	-	7,500,000	1,557,961,152
自己株式				
普通株式 (注)2	5,304	232	-	5,536
H種優先株式 (注)3・4	-	7,500,000	7,500,000	-
合計	5,304	7,500,232	7,500,000	5,536

(注)1. H種優先株式の減少は、消却したことによるものであります。

2. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. H種優先株式(自己株式)の増加は、買取りによるものであります。

4. H種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,524,211,152	-	-	1,524,211,152
第一回B種優先株式	2,500,000	-	-	2,500,000
D種優先株式 (注)1	8,500,000	-	8,500,000	-
H種優先株式	22,750,000	-	-	22,750,000
合計	1,557,961,152	-	8,500,000	1,549,461,152
自己株式				
普通株式 (注)2	5,536	341	-	5,877
D種優先株式 (注)3・4	-	8,500,000	8,500,000	-
合計	5,536	8,500,341	8,500,000	5,877

(注)1. D種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. D種優先株式(自己株式)の増加は、買取りによるものであります。

4. D種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	251,644百万円	186,854百万円
流動資産のその他に含まれる現金同等物	12,460	13,087
現金及び現金同等物の期末残高	264,105	199,942

2. 重要な非資金取引

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
債権流動化預り金の減少	100,000百万円	- 百万円
長期債権流動化債務の増加	100,000	-

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

1. 借手側

該当事項はありません。

2. 貸手側

リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利息相当額控除後の金額を計上しております。

オペレーティング・リース取引

1. 借手側

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	408	585
1年超	118	712
合計	526	1,298

2. 貸手側

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、ローン事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理（ALM）などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、社債や短期社債の発行、債権流動化などの直接金融を活用し、資金調達の多様化に取り組んでおります。

当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については、安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、現先による短期運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に個人に対するショッピングクレジット事業、カード事業およびローン事業による金銭債権で構成されており、顧客の契約不履行や加盟店の倒産等によってもたらされる信用リスクにさらされております。消費者金融事業の一部については、いわゆるグレーゾーン金利を含む貸付金があり、利息返還請求を受ける可能性があります。

金融負債においては、借入金、短期社債および債権流動化などの資金調達が、金融市場の環境変化などにより利用できなくなる流動性リスクにさらされております。また、変動金利の借入を行っているため、金利の変動リスクにさらされております。

当社グループが行っておりますデリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とする金利スワップ取引であります。なお、金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理を採用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。これらの与信管理は、信用リスク管理部門が担当しており、その内容について経営会議等への定期的な報告や付議を行っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、取引の相手先を信用度の高い金融機関に限定するなど、取引に制限を設けております。

市場リスクの管理

ア. 金利変動リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。当社社長直轄の組織としてALM委員会を設置し、ALM委員会規程に基づき、ALMに関する基本方針の策定、調達・運用の金利水準の分析、調達方法の審議、社内適用金利（基準金利）の審議などを行っております。具体的には、財務部門において金利感応度分析やギャップ分析等により資産・負債のバランスをモニタリングし、その結果について、ALM委員会に報告しております。

イ. 市場リスクに係る定量的情報

当社グループは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2020年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が3,861百万円、負債の時価が171百万円減少し、10ベーシス・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が3,867百万円、負債の時価が171百万円増加するものと把握しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務部において日次の資金管理を行うほか、ALM委員会において調達構造の状況や金融機関との取引状況、資金繰りの状況について検証を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2に記載のとおりであります。）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	251,644	251,644	-
(2) 割賦売掛金	629,401		
貸倒引当金（*1）	19,274		
割賦利益繰延（*2）	11,246		
	598,879	681,008	82,128
(3) 金銭の信託	106,780	111,750	4,969
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7	7	-
資産計	957,311	1,044,409	87,098
(1) 支払手形及び買掛金	17,111	17,111	-
(2) 短期社債	150,000	150,000	-
(3) 1年内償還予定の社債および社債	30,000	30,019	19
(4) 短期借入金	124,500	124,500	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金および長期借入金	202,441	203,082	641
(6) 預り金	100,914	100,914	-
(7) 長期債権流動化債務	290,772	290,256	516
負債計	915,739	915,883	144

（*1） 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（*2） 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

（*3） 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は5,707百万円であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	186,854	186,854	-
(2) 割賦売掛金	683,508		
貸倒引当金(*1)	21,335		
割賦利益繰延(*2)	11,443		
	650,729	739,845	89,115
(3) 金銭の信託	99,560	103,917	4,357
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	6	6	-
資産計	937,151	1,030,625	93,473
(1) 支払手形及び買掛金	17,826	17,826	-
(2) 短期社債	176,300	176,300	-
(3) 1年内償還予定の社債および社債	30,000	29,815	185
(4) 短期借入金	106,500	106,500	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金および長期借入金	182,143	182,697	554
(6) 預り金	104,570	104,570	-
(7) 長期債権流動化債務	286,729	286,623	105
負債計	904,070	904,333	263

(*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は6,495百万円であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

(3) 金銭の信託

主として信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

(4) 投資有価証券

株式は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期社債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債および社債

市場価格によっております。

(4) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金および長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 債権流動化預り金および預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期債権流動化債務

元利金の合計額を同様の流動化を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	160	160
投資事業有限責任組合及びそれ に類する組合への出資	0	0
合計	160	160

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	251,644	-	-	-	-	-
割賦売掛金	129,254	96,593	67,207	39,267	32,245	256,355
合計	380,898	96,593	67,207	39,267	32,245	256,355

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	186,854	-	-	-	-	-
割賦売掛金	131,812	101,152	72,824	45,717	38,920	287,776
合計	318,667	101,152	72,824	45,717	38,920	287,776

(注) 4. 社債、長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期社債	150,000	-	-	-	-	-
短期借入金	124,500	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,000	-	-	10,000	-
長期借入金	75,943	62,740	47,482	8,624	6,326	1,326
合計	360,443	72,740	47,482	8,624	16,326	1,326

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期社債	176,300	-	-	-	-	-
短期借入金	106,500	-	-	-	-	-
社債	10,000	-	-	10,000	10,000	-
長期借入金	79,768	64,538	20,485	12,926	3,276	1,150
合計	372,568	64,538	20,485	22,926	13,276	1,150

長期債権流動化債務は、返済予定額を正確に算定することが困難なため記載しておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	7	7	-

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額160百万円)ならびに投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資
(連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められ
ることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	6	7	0

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額160百万円)ならびに投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資
(連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められ
ることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
なお、退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	14,141百万円	14,270百万円
勤務費用	745	728
利息費用	141	142
数理計算上の差異の発生額	352	108
退職給付の支払額	405	678
退職給付債務の期末残高	14,270	14,355

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	17,753百万円	18,094百万円
期待運用収益	527	532
数理計算上の差異の発生額	268	1,357
事業主からの拠出額	409	398
退職給付の支払額	328	503
年金資産の期末残高	18,094	17,163

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び
退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,270百万円	14,355百万円
年金資産	18,094	17,163
	3,823	2,808
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	3,823	2,808
退職給付に係る資産	4,000	2,860
退職給付に係る負債	176	52
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	3,823	2,808

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	745百万円	728百万円
利息費用	141	142
期待運用収益	527	532
数理計算上の差異の費用処理額	263	131
その他	1	4
確定給付制度に係る退職給付費用	624	474
合計	624	474

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	347	1,117
合計	347	1,117

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	373百万円	743百万円
合計	373	743

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	50%	46%
債券	26	28
生保一般勘定	18	19
その他	6	7
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、退職給付信託が前連結会計年度16%、当連結会計年度16%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	3.5%	3.5%
予想昇給率	0.0～11.5%	0.0～11.5%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金および貸倒損失	23,849百万円	22,728百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	14,477	14,557
その他	4,559	4,475
繰延税金資産小計	42,886	41,761
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	13,712	12,967
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	23,134	23,683
評価性引当額小計	36,846	36,651
繰延税金資産合計	6,040	5,110
繰延税金負債		
前払年金費用	920百万円	571百万円
資産除去費用	44	73
連結子会社資産時価評価差額金	25	25
繰延税金負債合計	990	670
繰延税金資産の純額	5,049	4,439

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	290	2,308	315	3,077	129	8,355	14,477
評価性引当額	-	1,833	315	3,077	129	8,355	13,712
繰延税金資産	290	475	-	-	-	-	765

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (2)	2,175	315	3,077	128	-	8,860	14,557
評価性引当額	701	239	3,037	128	-	8,860	12,967
繰延税金資産	1,473	76	39	-	-	-	1,589

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額	13.9	4.6
住民税均等割	3.1	2.0
交際費	3.6	2.9
適用税率差異	17.8	0.6
その他	6.7	3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.3	34.5

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能な構成単位であり、最高経営責任者（CEO）が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、お客さまに提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されております。主要な子会社である株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンが行う事業を「ショッピングクレジット事業」、「カード事業」、「ローン事業」および「ペイメント事業」に区分し、また、全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社を「その他子会社」として、これら5つを報告セグメントとしております。

各セグメントの主な内容は以下のとおりであります。

「ショッピングクレジット事業」は、個別信用購入あっせん業務および信用保証業務、「カード事業」は、包括信用購入あっせん業務およびクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は、融資業務、「ペイメント事業」は、集金代行業務であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部取引における取引価格は、第三者取引価格に基づいております。

なお、資産、負債については、事業セグメントごとの管理を行っておりません。

また、報告セグメントの算定上、減価償却費および支払利息は、一部について他の営業経費と合算した上で事業セグメントに配分しており、減価償却費、支払利息としては事業セグメントごとの把握・管理は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結損益 及び包括 利益計算 書計上額 (注)3
	ショッピ ングクレ ジット	カード	ローン	ペイメン ト	その他子 会社	計				
営業収益										
外部顧客への 売上高	28,271	23,414	8,485	11,860	3,678	75,708	847	76,555	-	76,555
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	0	7	7	-	7	7	-
計	28,271	23,414	8,485	11,860	3,685	75,715	847	76,562	7	76,555
セグメント利益 又は損失()	3,366	501	2,591	2,110	1,135	9,703	547	9,156	6,368	2,788

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業および住宅ローン事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 6,368百万円には、セグメント間取引消去 14百万円、各報告セグメントに配分していない調整額 6,354百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結損益 及び包括 利益計算 書計上額 (注)3
	ショッピ ングクレ ジット	カード	ローン	ペイメン ト	その他子 会社	計				
営業収益										
外部顧客への 売上高	30,229	24,529	7,772	13,337	2,255	78,122	773	78,895	-	78,895
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	0	5	5	-	5	5	-
計	30,229	24,529	7,772	13,337	2,260	78,127	773	78,900	5	78,895
セグメント利益 又は損失()	2,989	1,050	2,444	1,705	108	8,296	1,203	7,093	2,470	4,623

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業および住宅ローン事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 2,470百万円には、セグメント間取引消去1百万円、各報告セグメントに配分していない調整額 2,471百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

当社および連結子会社が営む業務は信用供与から回収までの事業の種類や性質等が類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等 (人)	事業上 の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	100.0 (100.0)	-	預金の預入 資金の借入	資金の借入	1,642,700	短期借入金	123,000
								資金の返済 自己株式の取得	1,628,200 15,079		

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入 市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(2) 自己株式の取得 自己株式の取得価格は定款の定めによっております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等 (人)	事業上 の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	100.0 (100.0)	-	預金の預入 資金の借入	資金の借入	1,745,800	短期借入金	106,500
								資金の返済 自己株式の取得	1,762,940 17,069		

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入 市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(2) 自己株式の取得 自己株式の取得価格は定款の定めによっております。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等 (人)	事業上 の 関係				
同一の親会社を持つ会社	(株)昭和リース	東京都 中央区	29,360	リース業	-	-	資産の賃貸	-	-	リース債務	24,581

(注) 取引条件および取引条件および取引条件の決定方針等

リース債務はリース料の支払にかかるものであります。

その他

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）
新生フィナンシャル株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	円	10.20	11.53
1株当たり当期純利益	円	1.63	1.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	0.79	1.05

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、連結貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,484	2,871
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,484	2,871
期中平均株式数	千株	1,524,205	1,524,205
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	1,616,378	1,218,401
(うち第一回B種優先株式)	千株	(22,999)	(23,809)
(うちD種優先株式)	千株	(354,166)	(57,092)
(うちH種優先株式)	千株	(1,239,212)	(1,137,500)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)アプラス	短期社債	2018年10月11日～ 2020年3月31日	150,000 (150,000)	176,300 (176,300)	0.0～0.1	なし	2019年4月8日～ 2020年12月3日
当社	株式会社アプラス フィナンシャル 第3回無担保社債	2015年6月19日	10,000 (-)	10,000 (10,000)	0.6	なし	2020年6月19日
当社	株式会社アプラス フィナンシャル 第4回無担保社債	2016年6月17日	10,000 (10,000)	- (-)	0.2	なし	2019年6月17日
当社	株式会社アプラス フィナンシャル 第5回無担保社債	2018年10月15日	10,000 (-)	10,000 (-)	0.2	なし	2023年10月13日
当社	株式会社アプラス フィナンシャル 第6回無担保社債	2019年12月5日	10,000 (-)	10,000 (-)	0.2	なし	2024年12月5日
合計	-	-	180,000 (160,000)	206,300 (186,300)	-	-	-

(注) 1. () 内の金額は、1年以内における償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
186,300	-	-	10,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	124,500	106,500	0.3	-
1年内返済予定の長期借入金	75,943	79,768	0.5	-
1年内返済予定のリース債務	2,462	4,506	2.4	-
長期借入金 (1年内返済予定のものを除く)	126,498	102,375	0.5	2020年～2027年
リース債務 (1年内返済予定のものを除く)	11,776	20,074	2.4	2020年～2028年
長期債権流動化債務	290,772	286,729	0.3	2021年～2053年
計	631,952	599,954	-	

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高等に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金およびリース債務(1年内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。なお、長期債権流動化債務は、返済予定額を正確に算定することが困難なため記載しておりません。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	64,538	20,485	12,926	3,276
リース債務	4,570	4,570	4,337	3,526

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	19,434	39,110	58,968	78,895
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	1,848	3,588	6,151	4,386
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	718	2,277	4,697	2,871
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	0.47	1.49	3.08	1.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(1株当たり四半期純損失)(円)	0.47	1.02	1.59	1.20

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 58,528	1 42,598
営業貸付金	180	132
信用保証割賦売掛金	12,788	9,548
金銭の信託	1,512	10,609
その他	3,624	5,339
貸倒引当金	186	175
流動資産合計	76,448	68,054
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	59,789	54,789
繰延税金資産	-	160
その他	5	7
投資その他の資産合計	59,795	54,957
固定資産合計	59,795	54,957
繰延資産		
社債発行費	51	73
繰延資産合計	51	73
資産合計	136,295	123,084
負債の部		
流動負債		
信用保証買掛金	12,788	9,548
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
短期借入金	1 35,000	1 40,000
未払金	2,278	3,173
未払法人税等	3	190
未払費用	37	39
預り金	50	72
その他	0	0
流動負債合計	60,158	63,024
固定負債		
社債	20,000	20,000
その他	9	6
固定負債合計	20,009	20,006
負債合計	80,168	83,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金	3,750	3,750
その他資本剰余金	5,842	-
資本剰余金合計	9,592	3,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	31,535	21,304
利益剰余金合計	31,535	21,304
自己株式	0	0
株主資本合計	56,126	40,053
純資産合計	56,126	40,053
負債純資産合計	136,295	123,084

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
信用保証収益	192	145
融資収益	11	7
金融収益		
受取配当金	1,049	1,037
受取利息	0	0
金融収益合計	1,049	1,037
その他の営業収益	245	216
営業収益合計	1,499	1,408
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,292	2,366
金融費用		
支払利息	208	239
その他	26	22
金融費用合計	234	261
営業費用合計	526	627
営業利益	972	780
営業外収益		
雑収入	0	0
営業外収益合計	0	0
経常利益	972	780
税引前当期純利益	972	780
法人税、住民税及び事業税	0	55
法人税等調整額	-	160
法人税等合計	0	215
当期純利益	972	995

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	15,000	3,750	20,921	24,671	30,563	0	70,234	70,234
当期変動額								
利益剰余金から資本剰余金への振替			-	-	-		-	-
自己株式の消却			15,079	15,079		15,079	-	-
当期純利益				-	972		972	972
自己株式の取得				-		15,079	15,079	15,079
当期変動額合計	-	-	15,079	15,079	972	0	14,107	14,107
当期末残高	15,000	3,750	5,842	9,592	31,535	0	56,126	56,126

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	15,000	3,750	5,842	9,592	31,535	0	56,126	56,126
当期変動額								
利益剰余金から資本剰余金への振替			11,227	11,227	11,227		-	-
自己株式の消却			17,069	17,069		17,069	-	-
当期純利益				-	995		995	995
自己株式の取得				-		17,069	17,069	17,069
当期変動額合計	-	-	5,842	5,842	10,231	0	16,073	16,073
当期末残高	15,000	3,750	-	3,750	21,304	0	40,053	40,053

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間(3～5年)で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当事業年度の金額は188百万円(前事業年度は202百万円)であります。

4. 収益の計上基準

信用保証収益および融資収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で保証料または貸付利息を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「金銭の信託」(前事業年度 1,512百万円)は、資産合計額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産および負債

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	58,062百万円	42,050百万円
短期借入金	35,000	40,000

2. 偶発債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
重畳的債務引受による債務	101,098百万円	95,074百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	1,000百万円	1,000百万円

2. 販売費及び一般管理費の主な内容

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
従業員給料手当	105百万円	104百万円
支払手数料	93	144
保険料	64	54
役員報酬	41	32
事業税及び事業所税	9	0
貸倒引当金戻入額	59	15

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価および貸借対照表計上額と時価との差額については記載しておりません。

貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	59,789百万円	54,789百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金および貸倒損失	118百万円	111百万円
税務上の繰越欠損金	389	510
その他	2	2
繰延税金資産小計	511	624
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	389	350
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	121	113
評価性引当額小計	511	464
繰延税金資産合計	-	160

(注) 分社型吸収分割方式による会社分割に係る一時差異のうち、解消時期が見積もれないものについては、繰延税金資産を計上していません。

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金益金不算入	31.4	39.2
評価性引当額	0.7	19.8
その他	0.2	0.8
税効果適用後の法人税等の負担率	0.1	27.6

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	186	-	11	175

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株主名簿管理人	(特別口座) 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.aplusfinancial.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利ならびに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、新生フィナンシャル株式会社であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第64期) (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 2019年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類
(第64期) (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 2019年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
(第65期第1四半期) (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) | 2019年8月2日
関東財務局長に提出 |
| (第65期第2四半期) (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) | 2019年11月14日
関東財務局長に提出 |
| (第65期第3四半期) (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) | 2020年2月13日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 | 2019年7月1日
関東財務局長に提出 |
| (5) 発行登録書(社債)関係
2018年8月27日に提出した発行登録書(社債)に係る訂正発行登録書 | 2019年7月1日
関東財務局長に提出 |
| 2018年8月27日に提出した発行登録書(社債)に係る発行登録追補書類
およびその添付書類 | 2019年11月29日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

株式会社アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田彰彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊康一郎 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アプラスフィナンシャルの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アプラスフィナンシャルが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株式会社アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田彰彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊康一郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャルの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。